

令和5年度 下松市の農業支援事業

下松市では、市内の農業者を支援する各種助成事業を設けております。ぜひ、ご活用ください。

事業に着手する前に申請書の提出が必要になりますので、事業を計画された段階で下松市農林水産課(☎0833-45-1844)にご相談ください。

①パイプハウス設置助成事業

パイプハウス、雨除けハウス設置に係る費用を補助します

◆対象者

市内で耕作し、在住する販売農家

◆補助内容

資材費の1/4(上限20万円)



②暗渠排水対策事業

田畑の水はけ改善のための排水管理設費用を補助します

◆対象者

市内で耕作し、在住する販売農家

◆補助内容

掘削費と資材費の1/3(上限10万円)



③ 荒廃農地対策事業

荒廃農地の再生利用に取り組む人へ補助します

◆対象者

農業振興地域内の荒廃農地の耕作権を有してから
1年以内に申請し、当該農地を再生し、5年以上
耕作する人

◆補助内容

1アール当たり 2,500 円



④ 農業用機械購入支援事業

農業用機械の購入費用を補助します

◆対象者

100万円（税込み）以上の農業用機械を購入し
5年以上利用し、次の作付け要件を満たす人

- ①水田を20アール以上市内で耕作
- ②畑作・施設園芸・果樹を市内で10アール以上耕作

◆補助内容

購入金額の5%（1機械当たり上限

- ①認定農業者30万円、①以外15万円）



◆◆◆申請にあたっての注意事項◆◆◆

- 申請書には、見積書や位置図等の添付が必要になります。
（申請する事業により添付書類が異なります。お手数ですが
事前に下松市農林水産課にお問い合わせください。）
- 送料や設置費用等は対象になりません。
- 年度内に事業を完了することが必要です。
- その他ご不明な点があれば、お問い合わせください。



【問合せ先】

下松市役所農林水産課

TEL 0833-45-1844 / E-mail nourin@city.kudamatsu.lg.jp